

主な業務の執行状況

	件名	執行状況・経緯	内容
1	各種申請の認可に関わる事項	(1) 2026 年度 再処理等拠出金単価 ・ 6 月 4 日 経済産業大臣に認可を申請 ・ 6 月 19 日 経済産業大臣から認可を取得 ・ 6 月 30 日 再処理等拠出金の収納	(1) 2026 年度 再処理等拠出金単価 ・ 第 93 回運営委員会（6 月 4 日）の議決を経て決定し、同日、経済産業大臣に認可申請。 ・ 経済産業大臣から認可を取得し、各事業者に再処理等拠出金単価を通知。 ・ 前年度に使用済燃料が発生した東北電力、東京電力ホールディングス、関西電力、中国電力、四国電力及び九州電力から再処理等拠出金を収納（約 1,490 億円[税抜き]）。
		(2) 2026 年度 廃炉拠出金 ・ 6 月 4 日 経済産業大臣に認可を申請 ・ 6 月 19 日 経済産業大臣から認可を取得 ・ 6 月 30 日 廃炉拠出金の収納	(2) 2026 年度 廃炉拠出金 ・ 第 93 回運営委員会（6 月 4 日）の議決を経て決定し、同日、経済産業大臣に認可申請。 ・ 経済産業大臣から認可を取得し、各事業者に廃炉拠出金年度総額及び拠出金率を通知。 ・ 各事業者から廃炉拠出金を一括（2 社）又は分割（8 社）にて収納済（約 238 億円[税抜き]）。分割の事業者からは残額を 12 月末に収納予定。
		(3) 2025 事業年度 財務諸表 ・ 6 月 4 日 経済産業大臣に承認を申請 ・ 6 月 19 日 経済産業大臣から承認を受領	(3) 2025 事業年度 財務諸表 ・ 第 93 回運営委員会（6 月 4 日）の議決を経て決定し、同日、経済産業大臣に承認を申請し、6 月 19 日に承認を受領。
2	日本原燃への使用済燃料再処理役務等の委託に関わる事項	(1) 契約履行 ①品質保証活動 ・ 7 月 30 日 返還高レベル廃棄物（ガラス固化体）貯蔵管理状況の現地確認	(1) 契約履行 ①品質保証活動 ・ ガラス固化体（2025 年度末：1,830 本）の貯蔵管理状況及び管理記録について現地確認を実施し、貯蔵管理が適切に実施されていることを確認。
		(2) しゅん工に向けた審査対応等に係る取組み確認 ・ 6 月 8 日 日本原燃の規制庁との審査会合を確認 ・ 9 月 7 日 日本原燃の規制庁との審査会合を確認	(2) しゅん工に向けた審査対応等に係る取組み確認 ・ 日本原燃から、以下の取組み等について確認。機構からは、しゅん工に向けた許認可への対応や工事の計画的な実施に加え、技術力の向上等、安全・安定操業に向けた取組みについても計画的に進めていくよう促した。 － 6 月 8 日 再処理施設及び廃棄物管理施設に係る設工認の審査会合において、耐震設計及び構造設計等の検討状況について説明。 － 9 月 7 日 再処理施設及び廃棄物管理施設に係る設工認の審査会合において、設工認の補正・認可に向けた取組み状況、再処理施設の確認運転及び使用前事業者検査の実施方針について説明。 ・ 機構としては、原子力規制委員会への対応状況を注視していくとともに、都度、しゅん工に向けたスケジュールや取組みを確認していく。
3	四半期収入・支出に関わる事項	・ 7 月 24 日 2026 事業年度 第 1 四半期の収入・支出を経済産業大臣へ報告	・ 財務会計省令第 13 条に基づき、第 1 四半期の収入・支出について、合計残高試算表により経済産業大臣へ報告。

	件名	執行状況・経緯	内容
4	対外対応等に関わる事項	・ 6 月 19 日 2026 年度廃炉抛出金の認可取得の公表に係る対応 ・ 6 月 22 日 2026 年度再処理等抛出金単価の認可取得、再処理等事業費の公表に係る対応 ・ 6 月 22 日 2025 事業年度財務諸表の承認受領の公表に係る対応 ・ 8 月 27 日 中部電力の不適切な廃炉実施報告への対応	・ 2026 年度廃炉抛出金の認可取得について、ホームページにてお知らせするとともに、エネルギー記者会への投込み。 ・ 2026 年度再処理等抛出金単価の認可取得、再処理等事業費について、ホームページにてお知らせするとともに、青森県政記者会に説明。 ・ 2025 事業年度財務諸表の承認受領について、ホームページにてお知らせするとともに、青森県政記者会への投込み。 ・ 中部電力の不適切な廃炉実施報告への対応について、ホームページにてお知らせするとともに、エネルギー記者会への投込み。
5	廃炉推進業務に関わる事項	(1) 日本全体の総合的なマネジメント ・ 8 月 6 日 第 6 回廃炉情報共有会合の開催 (2) 資金の支払 ・ 9 月 14 日 2025 年度の廃炉費用に関する各原子力事業者からの請求内容の確認 (9 月 30 日支払予定)	(1) 日本全体の総合的なマネジメント ・ 事業者 10 社と J A E A 合同で廃炉情報共有会合を開催。事業者 10 社と J A E A における解体保管物の除染及び N R ガイドラインに基づく汚染の分離に関する取組み事例について、情報共有・意見交換を実施。 (2) 資金の支払 ・ “N u R O 法第 17 条”に基づく原子力事業者からの支払請求に対して、N u R O 事務局にてその請求内容を確認。